

男鹿市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき、公示する。

令和5年3月17日

男鹿市長 菅原 広二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人 正和会	ショートステイ男鹿 男鹿市船越字内子294	令和5年2月6日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
		指定年月日	
		令和5年4月1日	